

平成27年6月25日

建設事業者 各位

長崎県五島振興局建設部長

工事における安全管理の徹底について

平成27年6月17日、県発注の道路工事において、現道で作業中のバックホウが一般車両と接触し、車両が損傷する事故が発生しました。損傷の程度は軽いものでしたが、現場における安全意識の欠如が招いたものであり、ひとつ間違えば、第三者の生命・身体に重大な被害を及ぼした可能性もあります。

各事業者におかれては、日頃から事故の未然防止に取り組まれていることと思いますが、いま一度、技術者及び作業員に対する安全教育や現場に対する安全指導を徹底・強化していただくとともに、一般交通を遮断せずに現道上で作業を行う工事については、下記の事項に留意していただくようお願いいたします。

記

- ①適切な作業機械の選定・配置により、一般車両や歩行者が安全に通行できる幅員を確保すること。
- ②重機の作業区域と一般車両・歩行者の通行帯は、バリケードやセーフティコーン等により明確に分離すること。
- ③片側交互通行等の規制を行う場合は、作業内容や規制延長に応じ、適切な人数の交通誘導員を配置すること。
- ④重機作業に関する合図者は交通誘導員と別に置き、相互間の意思疎通を確実に行うこと。
- ⑤上記の各事項を含めた安全対策を施工計画書及び道路使用許可の申請書類に記載し、その内容を遵守すること。

取扱担当者：道路課 植村、烏山

☎ 72-2315（直通）